

D-3 化粧石けん業

D-3 化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(目的) 第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、化粧石けんの取引に附随して不当な景品類を提供する行為の制限を実施することにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この規約で「化粧石けん」とは、薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第3項に規定する化粧品（同条第2項に規定する医薬部外品を含む。）のうち、成分が脂肪酸ナトリウム塩又はこれに類する成分を含有するもので、主として人体の洗浄を目的とし、家庭の用に供する固形の石けん類をいう。</p> <p>2 この規約で「事業者」とは、化粧石けんを製造する事業者、製造して販売又は輸入して販売する事業者及び販売する事業者をいう。</p> <p>3 この規約で「景品類」とは、顧客を誘引するための手段として、方法のいかんを問わず、事業者が自己の供給する化粧石けんの取引に附随して相手方に供給する物品、金銭その他の経済上の利益であって、次に掲げるものをいう。ただし、正常な商慣習に照らして値引と認められる経済上の利益及び正常な商慣習に照らして化粧石けんに附属すると認められる経済上の利益は、含まない。</p> <p>(1) 物品、土地及び建物その他の工作物 (2) 金銭、金券、預金証書、当せん金付証券及び公社債、株券、商品券その他の有価証券 (3) きょう応（映画、演劇、スポーツ、旅行、その他の催物等への招待又は優待を含む。） (4) 便益、労務その他の役務</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限) 第3条 事業者は、一般消費者に対し、次に掲げる範囲を超えて景品類を提供してはならない。</p> <p>(1) 懸賞により提供する景品類にあつては、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第3号）の範囲 (2) 懸賞によらないで提供する景品類にあつては、「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」（昭和52年公正取引委員会告示第5号）の範囲 (3) 見本又は試供品として提供するものにあつては、化粧石けんの特徴、品質などを試用によって知らせ、購買を促すために提供するもので、適当な限度のもの</p> <p>(公正取引協議会の設置) 第4条 この規約の目的を達成するため、化粧石けん公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者</p>	<p>化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約第8条の規定に基づき、化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約施行規則を次のとおり定める。</p> <p>(定義) 第1条 規約第2条第1項に規定する「これに類する成分」とは、「陰イオン活性剤」、「非イオン活性剤」等をいう。</p> <p>2 化粧石けん業者が取引に付随して、相手方に提供する物品、金銭その他の経済上の利益の附与が、明らかに単なる仮装のため、瑣細な対価を請求する形態でなされた場合、当該経済上の利益は、規約第2条第3項に規定する景品類とみなす。</p> <p>(一般消費者に対する景品類の提供の制限) 第2条 規約第3条第3号に規定する「適当な限度のもの」とは、100グラム以内の化粧石けん1個をいう。ただし、見本又は試供品を製造するために製造設備の新增設等新たな経済的負担を伴わなければならない場合には、この容量を超えるものであつても当該商品の最小取引単位のものを提供することができる。</p> <p>2 見本又は試供品を提供する場合には、当該容器又は包装の見やすい場所に、「見本」又は「試供品」である旨を明確に表示しなければならない。</p>

をもって構成する。

(公正取引協議会の事業)

第5条 公正取引協議会は、次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (5) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) その他この規約の施行に関すること。

(違反に対する調査)

第6条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行う。

- 2 事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して、調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは3万円以下の違約金を課し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(違反に対する措置)

第7条 公正取引協議会は、第3条の規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除すべき旨及び当該違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により、警告し、又は違約金を課したときは、その旨遅滞なく消費者庁長官に報告するものとする。

(施行規則)

第8条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

- 2 前項の規定を設定し、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。

附 則

この施行規則の変更は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）の施行日から施行する。